

くまもと農業経営塾企画・運営業務委託仕様書

1 委託業務名

くまもと農業経営塾企画・運営業務

2 業務概要

(1) 目的

昨今の農業を取り巻く環境としては、激甚化・頻発化する気象災害や燃油・資材価格の高騰などにより、非常に厳しい状況が続いている。このような中、本県農業の維持・発展を図るために、幅広い視野を持ち、外部環境の変化にいち早く対応できる「生き抜く力」を備え、継続的に高水準で稼ぐことの出来るトップレベルの農業経営者を育成する必要がある。

そのため本県では、意欲ある農業者を対象とした「くまもと農業経営塾」を開講し、明確な将来構想を掲げ、その実現に向けて経営及び自己改革を随時実践できる農業経営者の育成を図る。また、「くまもと農業経営塾修了生」（以下、修了生）の各期を超えたネットワーク構築を目的とした「塾生総会」を開催し、修了生の経営のフォローアップ及び修了生講師の育成を図る。

(2) 業務の具体的な内容

くまもと農業経営塾

ア 企画業務（塾の内容等に関する企画書の作成）

カリキュラム、講義の内容、講師の選定等、塾の内容、塾生総会に関する企画書の作成。なお、与件については、以下のとおりとする。

| | |
|-------|---|
| 基本方針 | 「くまもと農業経営塾」では、熊本県農業の未来を担う意欲ある若手農業者が、全国の農業経営者や修了生を主とする講師から実践的で高度な知識・経営技術を習得すると共に、経営向上や自己改革に挑み、目標必達を精神を培うことで、本県農業のトップリーダーを志す農業経営者を育成する。 また、全修了生を対象とした塾生総会において、各期を超えた修了生同時のネットワークを強化すると共に、修了生の経営のフォローアップ及び修了生講師を養成する。 |
| 受講対象者 | 1 塾生(農業者) 経営権を持っている（近いうちに継承予定を含む）、または特定の事業部門責任者等、原則として概ね農業経験5年以上の意欲ある若手農業者20人程度。 2 TAC、営農指導員（JA職員）、普及指導員（県職員） 農業現場での普及指導経験が、原則として概ね5年以上の普及指導員2人程度 ※塾生と共に受講する（討議等を含む）。 3 カリキュラムごとに県が認める者 |
| 実施時期 | 令和7年（2025年）8月に開講式を開催し、全てのカリキュラムを実施後、令和8年（2026年）3月13日（金）までに修了式を行う。 |
| 内容 | <u>1 講義</u> (1) 実施内容 |

継続的に高水準で稼げるトップレベルの農業者を育成するために、①企画立案能力、②経営管理能力、③発信能力を習得するための講義を実施する。なお、講義内容には、以下のア～スの内容を含めること。

- ① 企画立案能力：財務状況の分析やマーケティング等により現状分析をしたうえで、どういった商品を生産し販売するかといった事業計画を考える能力
- ② 経営管理能力：自身で考えた事業計画を実現するために、どのように経営資源（ヒト・モノ・カネ等）を分配し生産活動を進めるのかといった実行力
- ③ 発信能力：事業を進めるにあたって、販売先等との交渉をする際に、自分の考えを相手に伝えて説得できるようなコミュニケーション能力

ア 塾長講話（東海大学 今川教授）

イ 経営者のあり方（覚悟、視点、なすべきこと等）

ウ 事業目的と経営理念（目標設定を含む）

エ 人材育成と組織づくり、リーダーシップ

オ 農業におけるSNSの効果的な活用方法

カ 事業戦略（選ばれるための戦略、競争に打ち勝つ戦略等）

キ 生産原価など経営数値の把握と活用

ク 農業経営者としての販売戦略と具体的手法（顧客マーケティングを含む）

ケ 新たな事業展開（6次化、海外展開等）

コ 危機管理対策（BCP計画作成方法等）

サ 経営形態別学習

（ア）経営形態別学習とは塾生が理想とする経営形態を検討・選定し、その経営を実現するための事業計画作成を支援する学習方法のこと。

（イ）経営形態は、塾生の希望に合わせて以下のような6形態程度を用意すること。

| 経営形態 | 家族・法人別 | 出荷体系 |
|------|--------|-----------|
| 1 | 家族経営 | J A出荷 |
| 2 | 家族経営 | 法人との契約出荷 |
| 3 | 家族経営 | 消費者との直接販売 |
| 4 | 法人経営 | J A出荷 |
| 5 | 法人経営 | 法人との契約出荷 |
| 6 | 法人経営 | 消費者との直接販売 |

（ウ）講師は優れた経営力がある修了生とする。

シ 発信能力の習得のために、農業経営者に必要なスキルを実践する場を4講義程度設ける（実践講義）。なお、修了生からも参加を受け付けること。

ス 事業計画の発表（最終講義で実施し、必要に応じて中間発表も行う）。

※留意事項

(a) 塾生が目標必達の気概を持ち、自ら考え、経営及び自己改革に邁進するよう、塾生の自己把握（経営の現状、農業を営む理由、目標及びその目標の設定理由等）を支援し、将来の構想等を明確化（文章化・数値化）するよう、指導に配慮すること。

(b) 真に事業計画が経営発展に資するものとなるよう、講義初期に事業計画の作成や発表の意義について説明を行い、事業計画に具体的な目標を決めさせること。

※塾生に対し、5年後を目安に「経営状況報告会」を行うことを伝達し、それを見越した事業計画作成支援を行うこと。

※「経営状況報告会」とは、事業計画を立ててから定期的に自分の経営状況を報告し、更なる経営発展に繋げる会のこと。

(c) 経営形態別学習の講師となる修了生が円滑に講義できるよう支援すること。

(d) 塾生一人一人に対し、指導を徹底すること。

(2) 実施回数 10回程度（6時間/回以上）

ア 基本的に対面形式での実施とし、オンライン形式は遠方に所在する講師を招聘する等、必要とする事由がある場合に実施すること。

イ うち3回程度は経営形態別学習とすること。

ウ 講義初回に開講式、最終回に修了式を併せて実施すること。

エ 講義の実施時期は以下の基準に沿い、土日、祝日は除くこと。

| 講義 | 開催時期 |
|----------|-------|
| (ア) 第1講 | 8月下旬 |
| (イ) 第2講 | 9月上旬 |
| (ウ) 第3講 | 9月下旬 |
| (エ) 第4講 | 10月中旬 |
| (オ) 第5講 | 11月中旬 |
| (カ) 第6講 | 12月中旬 |
| (キ) 第7講 | 1月中旬 |
| (ク) 第8講 | 1月下旬 |
| (ケ) 第9講 | 2月中旬 |
| (コ) 第10講 | 3月上旬 |

※ オンライン講義を実施する場合には、複数人で同時に意見交換ができ、かつ塾生の顔を同時に見ることができる等、当仕様書に記載している趣旨や内容を確実に実施することができるよう環境整備をすること。また、オンライン講義に参加する環境が整わない塾生、講師、修了生、ティーチングアシスタントには、モバイルWi-Fiルーターやパソコン、タブレット端末を配布する等のサポートをすること。

(3) 実施場所（実施方法含む）

ア 開講式及び修了式：県庁近辺施設

イ 第2回～9回講義：農業大学校（有料）ほか県内施設

※ 1回以上は農業大学校の施設を利用すること。

※ 感染症等の状況に応じて、実施場所（実施方法含む）を決定すること。

2 事業計画作成支援相談会

(1) 実施内容

塾生の事業計画を実効性のあるものにするため、講義とは別に、個別指導や相談対応を実施する。

※ 塾生の個人ごとの経営状況を受託者が把握し、効果的指導につなげる
こと。また、コーチング手法を取り入れる等、塾生のモチベーション向上についても工夫すること。

(2) 実施回数 3回/塾生

(3) 実施場所 (実施方法含む)

農業大学校 (有料) ほか県内施設又はオンライン

3 塾生総会

(1) 実施内容

修了生の各期を超えたネットワーク構築及び卒塾後のフォローアップ、他産業との交流を目的に、講義及び事業計画作成支援相談会とは別に、塾生総会を開催する。塾生総会の開催にあたり、卒塾後の経営状況の変化及び事業計画の進捗状況等の把握を目的とした事前アンケート調査、分析を行う。なお、塾生総会の実施内容には、以下のア～ウの内容を含めること。

ア 塾長講話 (東海大学 今川教授)

イ 卒塾当時の事業計画の振り返り、現在の取り組み

ウ 経営状況報告会

(ア) 経営状況報告会において、事業計画の早期実現や地域での取り組みに対する補助対象者を選定すること。

(イ) 補助対象者の選定にあたり別紙要領案を参考に審査基準を設け、審査を行うこと。

(ウ) 審査に係る一切の費用及び、修了生へ補助金は委託費用に含める。

エ 情報交換会 (懇親会)

※ 懇親会の会費は出席者の手出しとするが、会場に係る費用は委託費に含む。

(2) 実施回数 1回 (4時間程度)

(3) 実施場所 (実施方法含む)

県庁近辺施設

※留意事項

修了生アンケートの内容や補助対象者の選定方法、補助金額等については、県と協議のうえ、決定すること。

4 SNS「くまもと農業経営塾」の運営

1の(1)のオについて、「くまもと農業経営塾」の公式Instagramアカウントの運営及び管理をすること。Instagramアカウントは、講師及び塾生とも協力して活用し、以下の効果が発揮されるように図ること。

- ・ SNS上における修了生のネットワークの創出
- ・ 県内農業者や他企業への宣伝効果

| | |
|------|--|
| | <p>・次年度以降の受講生の確保</p> <p><u>5 事前学習等</u> 塾生が、講師の実践事例等をより深く理解できるよう、各講義の事前もしくは事後学習を実施すること（参考図書による事前学習、映像によるオンライン学習等）。</p> <p><u>6 その他</u> 塾生の成長に寄与する上記1～5以外の提案</p> |
| 特記事項 | <p>1 塾生の模範となる全国の農業経営者による講座を3回程度実施すること（農業生産が母体の農業経営者が主であること）。</p> <p>2 講義は講演だけではなく、講師と塾生の討議や演習等により、理解を深めるよう工夫すること。</p> <p>3 講師には、修了生を6名以上起用すること。</p> <p>4 県外講師は、塾生に対してオンライン講義も可とする。</p> <p>5 内容については全て県と協議のうえ、決定すること。</p> |

イ 運營業務（塾の管理運営の実施）

(ア) 講義等の開催に必要な講師との日程調整、講師の派遣

(イ) 会場手配、配布資料作成等の講義実施の準備

※聴講希望者等が出席する場合がありますので、会場の広さに留意すること。また、会場の選定にあたっては、県内各地域の塾生が参加しやすいよう、複数地域での開催等の対応を検討すること。

(ウ) 講義等の開催

(エ) ティーチングアシスタントによる講義のサポート(2名)

a ティーチングアシスタント（以下、TAという）とは、司会やグループワークでの助言等、講義や学習活動の補助、運営支援を行うスタッフのこと。

b TAは、塾生への個別指導に対応できる農業経営者、または農業生産等の知見が深く、経営改善支援の経験が豊富な者とする。なお原則、全講座を通じ、同一人物が参加するものとする。また、TAは熊本県内に拠点を置く者とする。

(オ) 塾生、修了生との連絡、調整（出欠確認、欠席者へのフォローを含む）

(カ) 講義及び全講義終了後、塾生総会のアンケート作成、収集、とりまとめ並びに結果の分析を行うこと。

(キ) 塾の運営を円滑に遂行するために、熊本県が選定する塾長と連絡・調整を行い、謝金の支払いをすること。

(ク) 運営においては、感染症対策実施すること。

(ケ) その他、塾を運営するにあたり必要な業務。

※ 塾生の募集については、熊本県が行う。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月19日（木）まで

(4) 成果品

ア 事業実施報告書（正副1部、編集可能な電子データ）

(各回の講義資料、受講者提出物等を添付すること)

- イ 全講義及び塾生総会の映像データ、各種電子データ（写真、受講者提出物、各種制作物）
 - ウ 広報資料
 - エ 企画及び運営に係るマニュアル（電子データ）
- ※委託期間内に一式提出すること。

3 その他

- (1) 成果物に対して、著作権法に規定する著作物が発生する場合は、その権利（著作権法第2章及び第3章に規定する著作権）は、成果物の引き渡しと同時に発注者に譲渡するものとする。ただし、受託者の著作権の行使について、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 業務の遂行に際して知り得た情報等については、いかなる理由を持っても委託業務期間中、又は委託業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報漏れることがないようにすること。
- (4) 業務の内容、方法等に疑義が生じた場合は、県と受託者において十分協議するものとする。